

「産学連携による実践型人材育成事業－ものづくり技術者育成－」
事後評価要項（案）

平成 22 年 12 月 日
ものづくり技術者育成推進委員会

「産学連携による実践型人材育成事業－ものづくり技術者育成－（旧名称：ものづくり技術者育成支援事業）」（以下「ものづくり技術者育成」という）において、大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という）で実施するプロジェクトは、この評価要項により行うものとする。

1. 事後評価の目的

事後評価は、本事業の目的等を踏まえ、各教育プロジェクトの実施（達成）状況等を評価し、①評価結果をフィードバックすることにより、補助事業終了後の教育研究活動の持続的展開及び、その水準の一層の向上に資するために適切な助言を行うこと、②各プロジェクトの成果等を明らかにし、社会に公表することにより、各プロジェクトの活動が広く国民の理解と支援が得られるよう促進していくことを目的とする。

2. 評価の時期

3 年間の補助期間終了後の翌年度に事後評価を実施する。

3. 評価の実施

プロジェクトの事後評価を行うにあたり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価方法及び評価項目を次のとおりとする。

（1）評価方法

プロジェクトの評価は、ものづくり技術者育成推進委員会（以下「委員会」という。）において書面評価を行い、必要に応じてヒアリング・実地調査を行い、合議評価を実施する（P5《評価手順》参照）。

①書面評価

委員は、各大学等のプロジェクトについて、次の評価資料により個別に評価を行う。

（ア）事後評価報告書

（イ）平成 19～20 年度：委託業務完了報告書のうち「業務結果説明書」
平成 21 年度：実績報告書のうち「実績」「成果」

なお、書面評価の結果、必要に応じ、a) ヒアリング、b) 実地調査を実施する。

②評価の決定（合議評価）

委員会において、委員は書面審査の結果等を基礎とし、合議評価により、プロジェクト評価を決定する。なお、その際、プロジェクトに関する助言等をまとめる。

（２）評価項目及び着目点

【 i . プロジェクトの実施体制】

- ・ 教員組織等プロジェクトを効果的に推進する体制を構築したか。
- ・ 地域や産業界との間で緊密な連携が図られる実施体制を構築したか。
- ・ 学内関係部局との連携体制は構築したか。
- ・ 取組代表者がリーダーシップを発揮し、プロジェクトの実施において必要なマネジメント体制（運営委員会の設置等）を構築し、機能したか。
- ・ 教育プログラムは正規の教育課程あるいはその一部として位置づけたか。

【 ii . プロジェクトの内容】

- ・ 地域や産業界と連携した実験、実習と講義を有機的に組み合わせた実践的なプログラムを開発し、実施できたか。
- ・ 具体的な教育プログラムの開発及び実施において、地域や産業界と有機的な連携がなされたか。
- ・ 企業等の技術者が有するものづくりの知識、ノウハウ等の現場の技術の維持、確保に資する人材を育成する観点から本教育プログラムはどのような効果があったか。
- ・ ものづくり分野を革新させる高度な知識及び確かな技術を併せ持ち、ものづくり過程の全体を見渡し技術の目利きをする人材を育成する観点から、本教育プログラムはどのような効果があったか。
- ・ 「育成する人材像」が明確にされており、学内及び産業界等と共有されていたか。

【 iii . プロジェクトの有効性】

- ・ プロジェクトの成果としてもものづくり分野を革新させる高度な知識及び確かな技術を併せ持ち、ものづくり過程の全体を見渡し技術の目利きをすることのできる俯瞰的な人材の育成ができたか。

（※これまでの学生との比較、学生の満足度、採用企業等における評価等を用いて、出来るだけ具体的に記述してください。）

- ・ プロジェクトの内容及び成果等を他大学等へ普及、波及させる事が

できたか。

【iv. その他（プロジェクトの評価体制等）】

- ・ プロジェクトの評価を実施する体制を整備し、評価を実施したか。
- ・ 評価結果を教育研究活動の質の向上及び改善に結び付けるシステムを整備し有効に活用できたか。
- ・ 補助期間終了後、自立的かつ発展的な運営が行われているか。
- ・ 文部科学省からのアドバイス結果を反映させ事業を実施したか。

（３）評価結果

①書面評価

書面評価は「（２）評価項目及び着目点」に留意して、「産学連携による実践型人材育成事業－ものづくり技術者育成－書面評価書」を作成し、下記表１に示す区分により、評価項目ごとに評価を行う。また、書面評価の総合的な評価として、補助金の本プロジェクトに対する費用対効果、効率、有効活用を含めた評価を下記表１に示す区分により行う。これらは、プロジェクトの評価決定の参考とするための指標とする。

表 1

区分	評 価
4	十分に達成された。
3	ほぼ達成された。
2	ある程度達成された。
1	あまり達成されなかった。

②ヒアリング・実地調査

書面評価では評価することが不可能な場合、必要に応じて、ヒアリング調査、実地調査を行うことができる。

③プロジェクトの評価決定

書面評価、ヒアリング・実地調査の結果をもとに、合議によって下記表２に示す区分により総合評価を決定する。

表 2

区分	評 価
A	目的は十分に達成された。
B	目的はほぼ達成された。
C	目的はある程度達成された。
D	目的はあまり達成されなかった。

4. その他

1 開示・非開示

(1) 委員会の審議内容の取扱いについて

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則、公開とする。ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。
 - 1) 評価に関する調査・審議の場合
 - 2) その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合
- ② 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則、公開することとする。
- ③ 評価結果は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

委員会委員の氏名は、予め公表することとする。

2 利害関係者の排除

委員は、本人が利害関係者と見なされるプロジェクトにかかる個別の書面評価及びヒアリング、実地調査については参加しないこととする。また、評価結果の議決に加わる事ができない。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・ 委員が当該大学に在籍している場合
- ・ 委員が所属している企業等と連携した取組の場合
- ・ その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される場合

3 秘密保持

- ・ 委員は、評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ・ 委員として取得した情報（事後評価報告書等各種資料を含む。）は他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務を持って管理する。

《評価手順》

